

参考資料

環境指標

鹿児島県環境基本条例

鹿児島県環境基本計画推進本部設置要綱

鹿児島県環境基本計画改定の経緯

鹿児島県環境審議会委員名簿

環境指標

項 目		現況(令和元年度)	目標(令和12年度)	関連する 主なSDGs	
① 自然環境の保全・活用					
自然公園	指定か所数	14	18	6, 11, 14 15	
	指定面積	123,904.6ha	132,293ha		
海域公園	指定か所数	26	26		
	指定面積	8,542.3ha	8,542.3ha		
保安林	指定面積	62,722ha	70,433ha		
多自然川づくり整備か所数		46	50		
② 緑の空間の保全・整備					
都市公園等	指定面積	1951.5ha	2080.0ha	11, 15	
	1人当たり面積	14.0m ²	14.8m ²		
緑の基本計画策定市町村数	6	都計区域を有する全市町村 (R3.3現在:35市町)			
グリーンマスター認定者数	45人	50人			
③ 水辺空間の保全・整備					
リバーフロント整備か所数		28	32	11, 14	
親水護岸整備か所数	農業関係	28	29		
	港湾関係	11	13		
④ 景観の形成					
電線の地中化延長	県道	21,840m	25,440m	11	
⑤ 大気環境の保全					
大気汚染に係る環境基準の達成率 (*自然現象に起因する場合を除く)	二酸化硫黄 *	100%	100%	3, 11, 12	
	二酸化窒素	100%	100%		
	浮遊粒子状物質 *	100%	100%		
	微小粒子状物質 *	100%	100%		
	一酸化炭素	100%	100%		
	ベンゼン	100%	100%		
	トリクロロエチレン	100%	100%		
	テトラクロロエチレン	100%	100%		
	ジクロロメタン	100%	100%		
⑥ 水環境の保全					
水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)の達成率	河川	BOD	95.3%	100%	3, 6, 11 12
		全亜鉛	100%	100%	
		湖沼	COD	75%	
	湖沼	全りん	75%	100%	
		全亜鉛	100%	100%	
		海域	COD	83.3%	
水質目標達成率	鹿兒島湾	全窒素	100%	100%	
		りん	100%	100%	
		池田湖	COD	100%	
	池田湖	全窒素	100%	100%	
		りん	100%	100%	
		海水浴場としての適合率	100%	100%	
汚水処理人口普及率 (*「かごしま生活排水処理構想2019(H31.3)」により、将来像100%(設定年度なし)		81.1% (平成30年度末)	100% (将来像)*		
⑦ 騒音・振動, 悪臭等の防止					
騒音に係る環境基準の達成率	騒音(一般)	89.3%	100%	11	
	騒音(道路に面する地域)	92.8%	100%		
	航空機騒音	100%	100%		
	新幹線騒音	81.8%	100%		

項目	現況(令和元年度)	目標(令和12年度)	関連する 主なSDGs	
⑧ 化学物質の環境安全管理				
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気 公共用水域(水質) 公共用水域(底質) 地下水質 土壌	100% 100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100% 100%	3, 6, 11 12
ダイオキシン類排出量見込み	1.9g-TEQ/年	2.2g-TEQ/年以下		
⑨ 温室効果ガス排出削減対策の推進				
温室効果ガス排出量(森林吸収分を含む)	1,092万トン (平成29年度)	1,015万トン	7, 11, 13	
地方公共団体実行計画策定市町村数	42	全市町村		
⑩ 循環型社会の形成				
一般廃棄物排出量(総量)	532千トン (令和2年度推計値)	483千トン (令和7年度)	11, 12	
一般廃棄物排出量(一人一日当たり)	918g (令和2年度推計値)	875g (令和7年度)		
一般廃棄物リサイクル率	16.4% (令和2年度推計値)	23.4% (令和7年度)		
一般廃棄物最終処分量	59千トン (令和2年度推計値)	47千トン (令和7年度)		
産業廃棄物排出量	8,170千トン (令和2年度推計値)	8,170千トン (令和7年度)		
産業廃棄物再利用率(農業を除く)	63.9% (令和2年度推計値)	63.9% (令和7年度)		
産業廃棄物最終処分量(農業を除く)	86千トン (令和2年度推計値)	86千トン (令和7年度)		
農業用廃プラスチック類再生処理率	85%	95%		
建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊)	100%	100%		
建設廃棄物再資源化率(コンクリート塊)	100%	100%		
環境物品など調達方針(グリーン調達方針)策定市町村数	19	全市町村		
⑪ 再生可能エネルギー導入の促進(目標値は令和4年度末)				
太陽光発電	1,981,963kW	2,970,000kW	7, 12	
風力発電	266,539kW	371,000kW		
水力発電	263,523kW	277,000kW		
地熱発電	66,795kW	71,000kW		
バイオマス発電	139,045kW	228,000kW		
海洋エネルギー発電	—	導入事例を数例作る		
太陽熱利用	44,027kL	44,000kL		
バイオマス熱利用	115,300kL	168,000kL		
温泉熱利用	—	導入事例を増やす		
地中熱利用	182kL	300kL		
バイオマス燃料製造	152kL	500kL		
⑫ 環境教育・環境学習の推進				
こどもエコクラブ設置市町村数	37	全市町村	4, 12, 13 17	
グリーンマスター認定者	45人	50人		
⑬ 環境と調和した農業の推進				
家畜排せつ物適正処理仕向量率	92.7%	98%	11, 12	

【鹿児島県環境基本計画の環境指標に関連する主なSDGs】



鹿児島県環境基本条例をここに公布する。

鹿児島県環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全及び形成に関する基本的施策

第1節 環境の保全及び形成に関する施策の基本方針（第10条）

第2節 環境基本計画（第11条）

第3節 環境の保全及び形成のための施策等（第12条—第21条）

第4節 地球環境の保全の推進（第22条）

附則

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600キロメートルにも及ぶ広大な県土に、多くの島々や長い海岸線を有し、桜島や鹿児島湾、我が国で最初に国立公園に指定された霧島、世界自然遺産として登録された屋久島、サンゴ礁や希少な野生動植物が見られる亜熱帯の奄美の島々など、特色あるすぐれた自然に恵まれている。

私たちは、これらの豊かな自然と触れ合いながら生活を営み、産業を興し、個性ある文化をつくり出してきた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費する近年の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさと生活の利便性の向上をもたらす一方、環境への負荷を増大させ、生態系に影響を及ぼし、このまま推移すれば、地球規模の環境破壊にもつながることやこれまで予測し得なかった新たな環境問題が発生することが懸念されている。

健やかでうるおいのある豊かな環境を享受することは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直すことによって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な鹿児島の創造を目指さなければならない。

ここに、私たちは、すべての県民の参加の下に、健やかでうるおいのある豊かな環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

4 環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、環境の保全及び形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、環境の保全及び形成を図る上で地域住民に最もかかわりのある市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び形成に関する施策について、助言、情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、環境の保全及び形成に関し、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市町村は、前項の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、県及び他の市町村との連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用によって、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活と環境とのかかわりを認識し、環境への負荷の少ない行動に努めるものとする。

2 県民は、環境の保全及び形成に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力するものとする。

(相互連携等)

第8条 県、市町村、事業者及び県民は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び形成に努めるものとする。

2 県は、広域にわたる取組が必要とされる環境の保全及び形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の都道府県と協力して推進するものとする。

3 県は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、その機関相互の連携及び調整に努めるものとする。

(年次報告書の作成等)

第9条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び形成に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、及びこれを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び形成に関する基本的施策

第1節 環境の保全及び形成に関する施策の基本方針

第10条 県は、環境の保全及び形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。
- (2) 廃棄物の減量、再利用及び適正な処理が図られるとともに、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び形成されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びにゆとりとうるおいのある快適な環境が保全され、及び形成されること。
- (5) 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第2節 環境基本計画

第11条 知事は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鹿児島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び形成のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、県民の意見を反映させるように努めるものとする。

（情報の提供）

第13条 県は、環境の保全及び形成に関する情報を事業者及び県民に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習等の推進及び自発的活動の促進）

第14条 県は、環境に関する学習及び教育の推進並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに環境の保全及び形成に関する活動が自発的かつ積極的に行われるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価の推進）

第15条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境に一定の影響を及ぼすと認められる事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置及び監視等の体制の整備）

第16条 県は、公害の防止、自然環境の適正な保全その他環境の保全及び形成を図るため、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、環境の保全及び形成に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

（調査研究等の推進）

第17条 県は、環境の保全及び形成に関する事項について、国の試験研究機関、大学、民間の団体等との協力の下に、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第18条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村と協力して、事業者及び県民による廃棄物の減量、再利用及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量、再利用及び適正な処理に率先して努めるものとする。

(地域の特性を生かした快適な環境の形成)

第19条 県は、水や緑に親しむことができる生活空間、良好な景観、歴史的文化的な環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民への支援)

第20条 県は、事業者及び県民による環境の保全及び形成に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(原子力発電所周辺地域における環境放射線の監視、測定等)

第21条 県は、原子力発電所の周辺の地域における住民の安全を確保するため、その地域における環境放射線の監視及び測定を実施し、並びにその結果を定期的に公表するものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第22条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、県、市町村、事業者及び県民の地球環境の保全に関するそれぞれの役割に応じた積極的な取組がなされるように努めるものとする。

3 県は、国及び国際機関その他の団体と連携し、地球環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等により、国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び形成に関する県の基本的な計画であつて、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(鹿児島県公害防止条例の一部改正)

3 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 深夜騒音等に関する規制(第42条—第46条)」を「第7節 深夜騒音等に関する規制(第42条—45条)」に改める。
第8節 自動車排出ガスの排出等の防止義務等(第46条・第46条の2)」を「第8節 自動車排出ガスの排出等の防止義務等(第46条—45条)」に改める。

第45条の次に次の節名を付する。

第8節 自動車排出ガスの排出等の防止義務等

第46条中「であつて運輸省令で定めるもの」を削り、「本条」を「この条及び次条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第46条の2 自動車を運転する者は、自動車の駐車(自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止(人の乗降のための停止を除く。)をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転をする者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。)をする場合は、緊急その他やむを得ない理由のない限り、当該自動車の原動機を停止するように努めなければならない。

鹿児島県環境基本計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島県環境基本計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、鹿児島県環境基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の実施に係る総合調整に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は副知事（環境林務部担任）をもって充て、副本部長は他の副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括し、推進本部会議の議長になる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は不在のときはその職務を代理する。
- 3 推進本部の会議は必要に応じ、本部長が招集する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、推進本部会議に本部員以外の関係職員を出席させることができる。

(幹事会等)

第5条 推進本部の事務を補佐させるため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討させるため、必要に応じワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は環境林務部次長をもって充て、副幹事長は環境林務課長をもって充てる。
- 4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、本部長の命により幹事長が招集し議長になる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は不在のときはその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の関係職員を出席させることができる。
- 8 ワーキンググループの構成員の選任及び運営については、別に定める。

(部会)

第6条 本部長が、その所掌事務に係る個別・専門的事項を分掌させるために必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、環境林務部環境林務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務部長	文化スポーツ局長	男女共同参画局長
企画部長	PR・観光戦略部長	環境林務部長
くらし保健福祉部長	商工労働水産部長	農政部長
土木部長	危機管理防災局長	国体・全国障害者スポーツ大会局長
会計管理者（兼）出納局長		教育長
警察本部長		

別表2（第5条関係）

人事課長	財政課長	文化振興課長
青少年男女共同参画課長	企画課長	かごしまPR課長
広報課長	地球温暖化対策室長	廃棄物・リサイクル対策課長
自然保護課長	環境保全課長	保健医療福祉課長
商工政策課長	農政課長	監理課長
危機管理課長	総務企画課長	出納局会計課長
教育庁総務福利課長	警察本部生活環境課長	

鹿児島県環境基本計画改定の経緯

■令和2年

5月27日 環境基本計画推進本部幹事会（第1回）

- 改定の考え方、進め方について検討
- ワーキンググループの設置

6月29日 環境基本計画推進本部ワーキンググループ（第1回）

- 改定骨子等について検討

8月21日 環境審議会へ「県環境基本計画の改定について」諮問

8月31日 環境審議会総合政策部会（第1回）

- 改定の考え方、スケジュール等について審議

10月20日 環境基本計画推進本部ワーキンググループ（第2回）

- 改定骨子等の作成

11月12日 環境基本計画推進本部幹事会（第2回）

- 改定素案の内容等について検討

11月19日 環境審議会総合政策部会（第2回）

- 改定素案の内容等について審議

12月14日 県環境基本計画改定（骨子案）に対する意見聴取

- 県ホームページへの掲載、県政情報センター、地域振興局等での閲覧を行い、電子メール、郵送等で意見を求めた。（パブリック・コメント）
- 市町村へ照会し、意見を求めた。
（12月14日から1月13日まで）

■令和3年

1月26日 環境基本計画推進本部幹事会（第3回）

- 改定案の内容について検討

2月4日 環境基本計画推進本部会議

- 環境基本計画（改定）案について協議

2月12日 環境審議会総合政策部会（第3回）

- 改定案の内容等について審議
- 答申（3月12日付け）

鹿児島県環境審議会委員名簿

令和3年3月末

部会	氏名	役職等	総合政策部会
大気環境部会	桶谷 薫	公益社団法人鹿児島県医師会 理事	
	志村 正子	鹿屋体育大学 名誉教授	○
	根建 洋子	公募委員	
	東垂水末義	鹿児島県生活協同組合連合会 専務理事	
	平野 一哉	弁護士	
	前野 義春	鹿児島県議会議員	
	見野 初美	J A鹿児島県女性組織協議会 委員	
	吉留 俊史	鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 准教授	○
水環境部会	岩倉ひろみ	公益社団法人鹿児島県薬剤師会 常務理事	
	小島 くみ	技術士(環境部門), 環境計量士	
	是枝 哲郎	公募委員	
	堂蘭 俊多	国土交通省九州地方整備局 企画部長	
	富安 卓滋	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	部会長代理
	前田 広人	鹿児島大学 名誉教授	○
	室田 英樹	第十管区海上保安本部 警備救難部長	
横川由起子	鹿児島大学大学院理工学研究科 講師		
自然環境部会	鶴川 信	鹿児島大学学術研究院農水産獣医学域農学系 准教授	
	奥山 正樹	鹿児島大学産学・地域共創センター 特任教授	
	小栗 有子	鹿児島大学法文学部 准教授	
	塩谷 克典	一般財団法人鹿児島県環境技術協会 環境調査部参事	
	たいら行雄	鹿児島県議会議員	
	浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館 代表理事	
	宮部 芳照	公募委員	
	宮本 旬子	鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授	
山本 智子	鹿児島大学水産学部 教授	○	
鳥獣部会	寿 はじめ	鹿児島県議会議員	
	木場由美子	鹿児島県農業委員会女性委員の会 会長	
	迫 美代子	公募委員	
	瀬脇とも子	鹿児島県漁協女性部連合会 会長	
	中園 功一	一般社団法人鹿児島県獺友会 会長	○
	野村 輝明	鹿児島県森林組合連合会 代表理事専務	
	藤田 志歩	鹿児島大学共通教育センター 准教授	
船越 公威	鹿児島国際大学 名誉教授	部会長	
温泉部会	朝山 毅	奄美市長(鹿児島県市長会)	○
	泉 健子	鹿児島大学 名誉教授	
	大迫 茂子	NPO法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会 副会長	
	大迫 陽一	一般社団法人鹿児島県発明協会 常任理事	
	小林 哲夫	鹿児島大学 名誉教授	
	坂元 隼雄	鹿児島大学 名誉教授	
	瀬戸口三郎	鹿児島県議会議員	○
	中原 國男	公益社団法人鹿児島県観光連盟 副会長	
西野友季子	鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 組合員		